

7 県学第 174 号
令和 7 年（2025 年）8 月 14 日

学校法人 文化長野学園 理事長 様

長野県県民文化部長

大学等における修学の支援に関する法律による令和 7 事業年度授業料等減免費負担金の交付決定について

このことについて、別紙のとおり交付決定されました。

（問合せ先）

担当 県民の学び支援課私学振興係 神津 酒井

電話：026-235-7058

FAX：026-235-7284

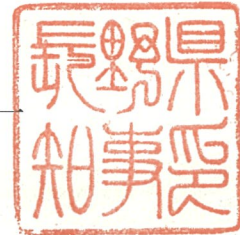
E-mail: shigaku@pref.nagano.lg.jp

長野市上千田 1 4 1
学校法人 文化長野学園

令和 7 年 7 月 9 日付けで申請のありました大学等における修学の支援に関する法律による令和 7 事業年度授業料等減免費負担金 文化学園大学保育専門学校 9,130,000 円を、次の条件を付して交付します。

令和 7 年 (2025 年) 8 月 14 日

長野県知事 阿部 守一



- 1 この負担金の対象となる内容は、令和 7 年 7 月 9 日付けの申請書記載のとおりとする。
- 2 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第 49 号）、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第 6 号）、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号）及び私立専門学校授業料等減免費負担金交付要綱（令和 2 年 4 月 28 日 2 私第 50 号県民文化部長通知）に従わなければならない。